

特 別 用 途 地 区

特別用途地区は、用途地域内で特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区であり、坂戸市では、特別工業地区が定められている。

坂戸市の特別工業地区は、昭和43年に大字片柳・ハ幡一丁目・千代田二丁目の準工業地域約23ヘクタールに定め、坂戸市特別工業地区条例（昭和43年条例第18号）により、公害防止の観点から立地すべき工場の業種業態を限定している。

◆ 坂戸市特別工業地区条例

（総 則）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定による特別工業地区内の建築物の建築の制限又は禁止に関しては、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定によりこの条例の定めるところによる。

（特別工業地区内の建築制限）

第2条 特別工業地区内においては、別表に掲げる事業を営む工場を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、市長が衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。
2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合には、あらかじめ坂戸市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、同項の規定の適用を受けなくなったとき（以下「基準時」という。）を基準として、同項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の1.2倍を超えないこと。

（罰 則）

第4条 第2条第1項の規定に違反した建築主及び施行者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

1	玩具用煙火の製造
2	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
3	骨炭その他動物質炭の製造
4	獣畜、魚貝類又は鳥類を原料とする飼料の製造
5	レディミクストコンクリートの製造で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの